町県民税の申告

を超える方

より、

年末調整を受けなかっ

-Tax

所得について申告をいただきま 住所がある方の、平成26年中の 平成27年1月1日現在当町に の合計額が所得控除の合計額

所得税の申告

▼所得の申告が必要な方)平成26年中の給与の収入金額 が2千万円を超える方

)給与を1か所から受け、 額から必要経費を控除した後 所得以外の所得金額(収入金 退職

が所

得税

の還

付

申

金

2/27

指定日にでき

なかった人

受付対象

できる場合

○給与所得や退職所得のある方

)給与を2か所以上から受けて の金額)の合計額が20万円を 超える方

で、

雑損控除、医療費控除、

)事業所得や不動産所得などが いる方 あり、平成26年中の各種所得

きる方

別控除などを受けることがで

寄附金控除、住宅借入金等特

○年の途中で退職したこと等に

○お問い合わせ

役場での青色申告

受付はできません

町民税務課 84) 1 9 6 6 税務G (直通)

古河税務署

所得税・町県民税の 告受付が始まり ます

申告は正しくお早めに! 受付期間は2月16日(月)から 3月16日(月)までです

)確定申告書を提出した方

は公的年金のみである方

です。

♥所得の申告が必要ない方

)平成26年中の所得が給与また

扶養控除、生命保険料控除等の

所得が無い方、

雑損控除や

諸控除を受ける方も申告が必要

※申告義務者が申告をせず、 ○年末調整または確定申告で扶 注意ください。 のぼって課税され、 養控除の対象とされた方 かかることがありますのでご に所得等が判明すると、さか 加算税が 後

前相談会を2月5日本から7 日土まで開催します。 農業所得のある方を対象に事

会場:役場 第2会議室(2階)

受付対象

平成26年分の申告受付

	月日	曜日	行政区	受付時間		月日	曜日	行政区	受付時間
所得税の申告	2/16	月(税理士)	元栗橋		告	3/2	月(税理士)	元栗橋	
	2/17	火	川妻	午前の部 9時〜正午		3/3	火	川妻	左关 6 节
	2/18	水	小手指			3/4	水	小手指	午前の部 9時~正午
	2/19	木	堀之内 新幸谷	午後の部 1時〜4時		3/5	木	堀之内 新幸谷	午後の部 1時~4時
	2/20	金(税理士)	小福田 山王山	※午で受慮※に午付れのるの正後の付く進よ前をて申場をがてにま午にががてにま午にががは、受さ後なあ		3/6	金	小福田 山王山	※正午から午後1時ま
	2/23	月	大福田山 王			3/9	月	大福田山 王	での時間は 受付をご遠 慮ください。
	2/24	火(税理士)	江 川幸 主			3/10	火(税理士)	江 川幸 主	※進行状況 によっては、
	2/25	水	冬 木 両新田			3/11	水	冬 木 両新田	午前中に受付を済まさ
	2/26	木(税理士)	土与部 原宿台			3/12	木	土与部 原宿台	れても午後の申告になる場合があ

ムページの

所得税、 ナー」 作成したデータは、 申告書の作成は便利な国税庁ホー 画面の案内に従って金額等を入力すれば、 をご利用ください。 消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。 「e‐Tax(電子申告)」を利用して提出できま 税額などが自動計算され、 「確定申告書等作成コー また、

詳しくはホームページ(http://www.nta.go.jp)をご覧ください。

3/16 なかった人 ◆指定日に申告 できなかった方は、必ず期限内に申告を済ませてください。

ります。

税務署から申告日時の指定を受けている方や高額な所得税が伴う方、また特殊な申 告内容である場合は、最寄りの税務署にて申告受付をお願いします。

3/13

金

月

上記日程表の曜日欄に(税理士)とある日に税理士1名が来庁し、申告受付を行う予 定です。税理士での申告を希望の場合は、受付にてお話しください。

ります。

指定日にでき

なかった人 指定日にでき